

今年度の下水道工事を始めます

【工事場所：】

下記の地図で表した区域で下水道工事をを行います。対象となる皆さんには個別に連絡するほか、着工前に工事内容や使用料などについてご説明します。また、工事期間中は交通規制が行われます。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

下水道事業のお知らせ

●融資あっせん制度

トイレの水洗化費用に対し、100万円まで融資をあっせんします。返済に係る利息の全額または半額を市が負担します。

●地下水使用の方で世帯人数の変更があった時は届け出が必要です

下水道使用の方で地下水使用（水道との併用を含む）の方は、世帯人数により下水道使用料を算定しています。世帯人数に変更があった場合は、必ず届け出をお願いします。また、地下水を使用しなくなった場合も、届け出をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎89・2203

東能代第一分区



長崎分区



向能代分区



浄化槽を設置する区域により制度が異なります

合併処理浄化槽設置の申請を受付中

市設置型

希望する方に、市が浄化槽本体の設置工事と維持管理をします。維持管理費として毎月使用料が必要となります。申し込み 10月31日(火)まで

●浄化槽設置に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度があります

くみ取り便所または単独処理浄化槽を廃止して水洗トイレにする場合、市が指定金融機関に100万円までの融資あっせんを行い、利息の全額を負担します。

個人設置型

個人が一般住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する場合に、本体設置費用の一部を補助します。申し込み 12月28日(木)まで

対象 公共下水道全体計画区域外の事業計画区域外に設置する方

個人設置型浄化槽整備事業の補助金額

区分	補助金額(うち市上乗せ補助額)
5人槽	480,000円以内(うち90,000円)
7人槽	594,000円以内(うち120,000円)
10人槽	810,000円以内(うち150,000円)

●個人が浄化槽を設置・使用する際は次の点に注意しましょう

- ・浄化槽設置工事は県知事の登録を受けた業者に依頼しましょう。
- ・浄化槽の使用開始や廃止、休止、再開、管理者変更がある場合は市へ届け出をお願いします。
- ・浄化槽を使用する際は、次のように適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めましょう。

- ① 4カ月1回以上の保守点検
- ② 年に1回以上の清掃
- ③ 年1回の法定の水質検査

問合せ 下水道課 ☎89・2203

市設置型制度の個人負担金と月額使用料

区分	設置工事の個人負担金		月額使用料(税込)	
	専用・併用住宅	事業所など	専用・併用住宅	事業所など
5人槽	150,700円	391,200円	2,860円	4,180円
7人槽	204,100円	475,200円	3,960円	5,610円
10人槽 2世帯住宅など	255,400円	667,200円	4,950円	6,600円

※設置場所のコンクリートなどの撤去、宅内・宅外配管、水洗トイレ・電気工事などは、別途個人負担です。
 ※申請受け付けから工事完了まで約3カ月かかります。
 ※10人槽を超える場合は表の区分と異なります。